

広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号
令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀 則

期日前投票所開設場所	所在地	期 間
広島市安芸区役所 3階第1会議室	広島市安芸区船越南 三丁目4番36号	令和7年10月24日から 同年11月8日まで
広島市安芸区役所 中野出張所	広島市安芸区中野 三丁目20番9号	令和7年10月24日から 同年11月8日まで
広島市安芸区役所 阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町 6257番地の2	令和7年10月24日から 同年11月8日まで
広島市安芸区役所 矢野出張所	広島市安芸区矢野東 五丁目7番18号	令和7年10月24日から 同年11月8日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年11月5日から 同月7日まで 午前10時から午後8時